

平成23年度 事業計画書

自 平成23年 7月 1日

至 平成24年 6月30日

一般社団法人 流動化・証券化協議会

目 次

I. 平成23年度事業計画の基本方針	2
II. 委員会等の活動について	2
(1) 全般	2
(2) 法制委員会関係	3
(3) 会計税務委員会関係	4
(4) 市場委員会関係	4
III. その他の活動について	5
(1) 講座・セミナーの開催	5
(2) 調査研究の受託	6
(3) 会員間の情報共有の円滑化	6
(4) 報告書等の作成・発行	6
(5) その他	6

I. 平成23年度事業計画の基本方針

当協議会は、有限責任中間法人から一般社団法人への移行を機に、平成21年9月10日に開催された第4回通常総会において定款変更を行い、定款第3条の「目的」において、従前の「資産の流動化及び証券化に関する市場」に加えて「金融・資本市場」を追加したことにより、「資産の流動化及び証券化に関する市場並びに金融・資本市場の健全な発展に寄与すること」を目的とした。

この定款変更により、当協議会は、従前よりも事業の対象範囲が拡大されたが、今年度も引き続き定款の目的に資するため、「資産の流動化及び証券化並びに金融・資本市場に関する調査・研究」、「内外関係機関等との交流・協力」、「政策提言」等の事業を実施していく。

具体的には、各委員会・小委員会・ワーキンググループ(WG)・タスクフォース(TF)等の活動により、流動化・証券化並びに金融・資本市場を取り巻く諸課題に対する議論を深めて積極的に提言等を行い、講座・セミナーの開催等を通じた市場関係者の相互理解の促進を図ると共に、事務局機能の強化等を図り、会員に対する情報発信等の充実を図っていく。

なお、各委員会・小委員会・WG・TFにおいて取り上げるトピックや講座・セミナーの内容等については、制度改正の動向や市場環境の変化等の状況に柔軟に対応していく。

また、会員への情報発信を目的として発刊している会報誌『SFJ Journal』は、より内容面の充実を図りながら定期的に発行する。

一方、より多くの市場関係者に当協議会への参加を促し、より広範な意見の集約、情報発信に努め、資産の流動化及び証券化並びに金融・資本市場の健全な発展に寄与する。

II. 委員会等の活動について

(1) 全般

- ・ 流動化・証券化を取り巻く環境の変化等に迅速に対応し、より効率的な会議運営ができるように努める。
- ・ 既存の委員会、WG等を中心に議論を行いながらも、随時、WG等の改廃を含めた体制の見直しを検討する。
- ・ 流動化・証券化に関連する諸制度の改正動向や取り巻く環境の変化等を的確に把握した上で議論を進め、必要に応じてパブコメ意見書等の提出を行う。また委員会等の活動を通じて、市場関係者の相互理解の向上等を目指す。
- ・ 昨年度から継続中のテーマについては引続き議論を深めることとし、新たなテーマについては、既存の委員会等又は新たな委員会等を設置して議論を行う。
- ・ 各委員会等のメンバー構成は、会員内から、取り上げる事項に知見を有する者を選定し、委員の改選は各委員会等で検討する。また、議論の内容を踏まえ、知見を有する者の会員外からの招聘を認める。
- ・ 委員会等の活動は原則として協議会内において公表することとし、委員会等への会員の傍聴参加を認めるとともに、会員専用ホームページ等を通じた情報の

共有を行う。但し、議論の内容等に応じ、やむを得ない場合は各委員会等の柔軟な運営を認める。

- ・ 委員会等の活動の成果（検討結果）については、各委員会等の責任において取りまとめを行い、内容に応じて外部に公表する。
- ・ テーマに応じて法制、会計税務、市場の分野別ではなく、横断的な検討が適切であると認められる場合は、合同で委員会等を開催する等、柔軟に対応する。
- ・ 委員会等の活動の成果を用いたセミナーの開催、成果物の出版等を通じて会員への知見の還元に取り組む。

(2) 法制委員会関係

① 法制委員会

- ・ 金融法制全般の動きを踏まえ、流動化・証券化並びに金融・資本市場の観点からどのような影響を及ぼすか等について議論を行う。また、今後、具体的検討を要する法律の改正動向等についての意見交換を行う。
- ・ 必要に応じて、各WG等の活動への助言等を行う。

② 金融関連法制ディスカッションWG

- ・ 流動化・証券化並びに金融・資本市場に係る法的論点を幅広く網羅し、学識者、弁護士を中心にディスカッションを行う。
- ・ ディスカッションを通じて、何らかの成果の取りまとめがなされた場合は、金融関連雑誌や会報誌等への寄稿等によるアウトプットを行うことにより、幅広くその成果を周知する。

③ グリーン&ファイナンスWG

- ・ 排出量取引に限定せず、温暖化対策基本法、省エネ法、都条例等の地球温暖化を巡る制度全般に関連する法律上の課題、エコ関係のプロジェクト・ファイナンスにおける法律上の問題等で取り上げるべき論点に関して検討する。

④ 民法改正WG

- ・ 本WGは、第1フェイズとして、法制審議会での議論に先駆けて、「債権法改正の基本方針」等を参考として流動化・証券化の観点から論点の検討を行い、検討内容を意見書として取りまとめ、平成22年4月に法務省に提出した。
- ・ 第2フェイズとして、本年5月に法務省民事局参事官室よりパブコメ手続に付された「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に対して意見書を提出すべく本WGを再開し、都合4回の検討を経て、8月1日に意見書を提出した。
- ・ 上記のとおり第2フェイズが終了し、本WGの活動は一段落したが、今後も同部会の審議状況を注視し、必要に応じて本WGを開催して対応を図ることとする。

(3) 会計税務委員会関係

① 会計税務委員会

- ・ 流動化・証券化に関連する会計及び税務についての横断的な課題について、制度の改正動向に関する情報共有及び流動化・証券化への影響等の検討を行う他、既存制度における問題点の検討等を行う。
- ・ 必要に応じて、下部組織の会計小委員会・税務小委員会の活動への助言等を行う。

② 会計小委員会

- ・ 会計制度の側面から、証券化市場、金融・資本市場を発展させるための活動をする。
- ・ 国内外における会計制度の国際化や変更等について、市場の実態を勘案した適正な制度設計・運用がなされるよう制度設計者に働きかけを行う。
- ・ 証券化市場、金融・資本市場の会計制度にかかる情報発信、啓蒙、教育活動等を行う。

③ 税務小委員会

- ・ 流動化・証券化に関連する税務についての課題の検討、税制改正に関する情報共有等を行う。
- ・ 税制改正に関しては、流動化・証券化に関する制度について検討を行い、必要に応じ関係団体との意見交換等を行うことによって税制改正要望に関与していく。

(4) 市場委員会関係

① 市場委員会

- ・ 証券化市場、金融・資本市場における諸課題は、論点が広範に及ぶため、個別の議論は、下部組織の小委員会・WG・TFにおいて行うこととし、下部組織の活動への助言等を行うとともに、活動の報告を受ける。
- ・ 取り扱うべきテーマに応じて、小委員会等の改廃・統合等の検討も行う。

② 証券化の新しい枠組検討小委員会（枠組小委）

- ・ 証券化市場の再構築に向けた議論と行動の場を確保することを目的として、主に、証券化市場に対する国内外からの規制に対する総合的・組織的な対応や市場整備・健全性アピールのための情報発信等を行う。
- ・ 市場的な課題は多岐にわたり、かつ、様々な関係者の意見を踏まえる必要があることから、検討を行うにあたっての柔軟な体制作りを目指し、下部組織のWG・TFの改廃・統合等についても議論する。
- ・ 本年度は、証券化商品の組成や投資に携わる際に参考となるような情報を取りまとめた報告書等を作成、配付する予定である。

③ 証券化の国際戦略TF（枠組小委の下部組織）

- ・ 本年3月に、証券化の国際戦略における方向性、課題等についての中間取

りまとめを目的とした「証券化の国際戦略タスクフォース中間報告」を作成・公表した。

- ・本年度は、本中間報告を踏まえ、株式会社 TOKYO AIM 取引所が制度概要を発表した「TOKYO PRO-BOND Market」のトピックを最優先課題として取り上げ、本マーケットが、証券化商品の取引という観点から使い勝手のよい制度となるよう意見・要望等をタイムリーに発信できるよう検討を行う。

④ 格付問題検討WG（枠組小委の下部組織）

- ・昨年度は、日本（金融庁）、欧州（欧州証券規制当局委員会（CESR））、米国（米証券取引委員会（SEC））に対して、それぞれ意見書・照会書等の作成・提出を行い、特に米 SEC 規則 17g-5 の域外適用に関しては、本意見書提出後に、適用猶予期間を一年間猶予する旨の ORDER が SEC より発出されるなど、WGとして一定の成果を得た。
- ・そのため、当面、本WGは会合を予定しないが、格付問題に係る情報共有や検討の場をなくすことには弊害が生じることも考えられるため、本WGは存続し、格付規制に関連して多大な影響が生じることが予想される事態が発生した場合には再開することができる体制とする。

⑤ アジアにおける証券化 WG（仮称）（枠組小委の下部組織）

- ・アジア（主に中国）において証券化を行う際の課題の理解、課題認識の共有を一義的な目的として、枠組小委での承認を経て設置する予定である。

⑥ 証券化技術を使ったバンキングWG

- ・本年度も引き続き、流動化・証券化の観点からタイムリーなトピックを取り上げ、プレゼンおよび質疑応答、委員間の意見交換によって議論を深めていく。
- ・本WGが、平成21年6月から調査を実施している ABCP/ABL の市場把握を目的とした「ABCP/ABL 統計調査」については、引き続き四半期ごとに実施して数値の蓄積を行うこととし、当協議会ホームページへのアップロード、日本経済新聞への記事掲載等による公表を行う。

III. その他の活動について

(1) 講座・セミナーの開催

①実務セミナー

会員の役職員に対して、流動化・証券化に関連するタイムリーな情報提供、制度改正等の周知等を図るために、「実務セミナー」を開催する。

テーマは、流動化・証券化並びに金融・資本市場の近時の動向や、法制度の改正動向、会計・税制の諸課題等、会員のニーズを踏まえた上で、タイムリーなテーマを幅広く選定し、適切な講師に講演依頼を行う。

なお、各委員会・WG・TFの活動等において、成果が取りまとめられた場合は、それらの成果の発表の場としても活用する。

②基礎講座

会員の新入社員や転任者など、流動化・証券化実務に初めて携わる初心者を対象として、流動化・証券化の基礎的知識を身につける場として「基礎講座」を毎年継続的に開催している。

本講座は、従前より会員からのニーズが高いことや、将来、業界を背負って立つ人材の育成の観点から、本年度も開催する。

(2) 調査研究の受託

社団法人リース事業協会より、IFRS 導入に伴う流動化への影響等に関する調査研究を受託する。

(3) 会員間の情報共有の円滑化

各委員会・WG・TF等の活動状況や、行政動向、関連法律、関連諸制度の動向等に関して、会員に対するタイムリーな情報発信および情報の共有化を図る。

○会員専用ホームページの充実と活用（委員会・WG・TFの議事概要、配布資料のアップロードを中心に）

○会報誌『SFJ Journal』の誌面の充実

(4) 報告書等の作成・発行

5月19日に開催された、第7回証券化の枠組検討小委員会において、当協議会として、証券化に関する網羅的な内容の報告書等を作成することについて議論し、報告書等の作成については、基本的に委員からのご賛同を得た。

そこで、本年度は、同報告書等の作成・編集作業を進め、年度内を目途に発行する予定である。なお、発行媒体はまだ未定であるが、会報誌『SFJ Journal』の別冊としての発行、金融・法律系出版社からの発行、ホームページへのアップなど、様々な可能性を考え、より効果的なアウトプットができるように努める。

(5) その他

○内外関係機関等（行政等を含む）との交流及び協力

○新規会員の開拓

○情報・文献等の収集・整備

以 上